福岡県農林水産部（水産林務関係）

工 事 施 工 管 理 実 施 要 領

１．総　　則

この工事施工管理実施要領（以下「実施要領」という。）は、福岡県農林水産部（水産林務関係）が発注する工事の施工管理及び施工体制に係る必要な事項を定めたものである。

２．適　　用

この実施要領は、福岡県農林水産部林業振興課、農村森林整備課及び水産振興課が所管する県営工事（水産林務関係）に適用する。

３．施工管理

（１）管理の方法

１）工程管理

工程表は原則としてネットワーク（工事規模及び工事内容によってはバーチャートでも可）で作成し、主要機械、労務関係、主要資材等の使用計画を考慮して工事の進捗を管理するものとする。

２）出来形管理

原則としてすべての工種に適用し、管理は出来形管理基準に基づき管理図表又は結果一覧表等を作成し、設計値と管理値を対比するものとする。

３）写真管理

写真管理基準に基づいて、すべての工種について工事施工状況及び出来形が明確に確認できるよう撮影して管理するものとする。

また、特に完成後に明視できない部分の施工にあたっては、管理写真を確認後に次の工程に着手するように留意して管理するものとする。

４）品質管理

品質管理基準に基づいて、試験結果及び測定値を管理図表又は結果一覧表等を作成し、管理するものとする。

５）安全管理

安全管理計画は、緊急時（災害時を含む）の体制を考慮して工事の安全を管理するものとする。

（２）記録の方法

管理図表及び結果一覧表等の取りまとめは、施工管理記録様式によるものとするが監督員との協議により別の様式を使用することができる。

（３）施工管理記録様式について

１）施工計画書（様式－１）

受注者は、契約締結後工事の施工計画について監督員と協議し、速やかに施工計画書を監督員に提出しなければならない。

なお、施工計画書は農林水産部制定「土木工事共通仕様書」に基づき、下記①～⑮により構成するものとする。

ただし、簡易な工事（請負金額が５百万円以下等共通仕様書に示されている工事）は①、③、⑧~⑩、⑫、⑮以外、簡易な工事を除く５千万円未満の工事は①、③、⑥～⑩、⑫、⑮以外の事項を省略することができる。

また、当該工事が施工中に契約変更された場合は、変更後にかかわる残事業について施工計画の変更を協議し、速やかに変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

しかし、新たな工種・工法の追加がなく数量のみの変更や１ヶ月程度の工期変更のような施工計画に大きく影響しない場合は、監督員の承諾を得て提出を省略できる。

① 工事概要
② 現場組織表
③ 工程表
④ 主要機械
⑤ 主要資材
⑥ 施工方法
⑦ 施工管理
⑧ 緊急時の体制
⑨ 交通管理
⑩ 安全管理
⑪ 仮設備計画
⑫ 環境対策
⑬ 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法
⑭ 法定休暇・所定休暇
⑮ その他

標準的な記載内容は次表のとおりである。

番号	記載事項	内　容
1	工事概要	事業名、工事個所、工期、工事内容
2	現場組織表	現場の組織、業務分担及び氏名、協力会社等
3	工程表	ネットワーク式及び座標式工程（いずれかで作成）
4	主要機械	設計図書に記載された主要機械等
5	主要資材	設計図書に記載された主要材料等
6	施工方法	作業フロー、施工方法、使用機械、指示・承諾事項の予定内容
7	施工管理	出来形管理、写真管理、品質管理の計画（管理基準、管理箇所）
8	緊急時の体制	災害・事故発生時の緊急連絡体制
9	交通管理	通行管理、通行処理
10	安全管理	安全管理体制、安全対策、安全訓練及び安全巡視の実施方法、 土石流災害防止対策等
11	仮設備計画	仮設備の構造・配置、仮設建物及び仮排水等
12	環境対策	振動・騒音対策、大気汚染対策及び水質汚濁対策等
13	再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等
14	法定休暇・所定休暇	週休二日の取組み
15	その他	工事現場の美装化及び現場作業環境等 契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載を必要とするもの等 一般競争入札における「簡易な施工計画」の技術提案 その他必要と認められるもの

２）材料検収簿（様式－２）

① 使用材料総括一覧表

一覧表の使用数量の確認のため、出荷証明書を監督員に提出しなければならない。

３）品質管理表（様式－３）

① 品質管理総括表
② コンクリート試験結果表
③ コンクリート圧縮強度試験結果一覧表
④ 参考様式　シュミット・テストハンマー成果表
⑤ 道路工品質管理一覧表

４）出来形管理表（様式－４）

① 出来形管理総括表
② 構造物管理図表
③ 平面管理表
④ 測点間距離、縦断管理表
⑤ 切取法面・盛土法面管理表
⑥ 基準高（表層工・路盤工・路床工）管理表
⑦ 幅員等（表層工・路盤工・路床工）管理表
⑧ 平面面積管理表（森林整備）
⑨ 植付本数管理表
⑩ 植栽工出来形管理表
⑪ 構造物管理表（森林整備）
⑫ 作業路、作業歩道管理表
⑬ 防火線管理表
⑭ 本数調整伐、枝落とし管理表
⑮ 植栽木規格管理表（大・中・小苗木）
⑯ 植栽木規格管理表（植栽Ａ・Ｂ）
⑰ 植栽木規格管理表（植栽Ａ・Ｂ　コンテナ苗）
⑱ 樹木植栽管理表

５）工事アルバム（様式－５）（電子納品対象工事は不要）

アルバム表紙（背）には、年度、事業名、工事箇所、施工者名を記入する。

６）工事打合せ書（様式－６）

① 打合せ日ごとに別葉で作成する。
② ２部作成し、受注者（本人又は現場代理人）が１部、監督員が１部を保有する。

７）工事しゅん工検査資料一覧表（様式－７）

しゅん工検査時に材料検収簿、品質管理表、出来形管理表等を添付し、監督員に提出しなければならない。

（４）その他

① 施工管理に要する費用はすべて受注者の負担とする。
② 受注者は、工事完了後、速やかにしゅん工届とともに管理図表又は結果一覧表等及び工事記録写真帳を提出しなければならない。

なお、別に監督員の指示がある場合は指示に従うものとする。

③ 施工管理の実施にあたり、実施要領により難い場合は、受注者と監督員が協議の上、決定するものとする。

４．施工体制

（１）主任（監理）技術者等

主任（監理）技術者は、建設業法第２６条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第１０条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、常時継続的に当該工事現場に置かれていなければならない。

また、建設業法第２６条第３項において、公共性にある工作物に関する重要な建設工事（工事１件の請負代金額が ４，５００万円以上のもの）については、主任技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。

なお、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講した者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。

現場代理人については、工事請負契約書第１０条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないと規定されている。

１）主任技術者

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。

工事請負契約書第１０条に定める主任技術者を通知する場合は「土木施工管理技士及び建設機械施工技士」にあっては合格証明書の写し、「技術士」にあっては登録証の写しを添付するものとする。

２）監理技術者

① 発注者から直接工事を請負い、そのうち ５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者にかえて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の「監理技術者」を現場に置かなければならない。

② 工事請負契約書第１０条に定める専任の監理技術者の通知にあっては、建設業法第２７条第３項に定められた当該合格証明書（１級土木施工監理技士等）の写しの外に監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

３）現場代理人

① 発注者から直接工事を請負い、工事を施工する場合は、必ず工事現場に工事請負契約書第１０条に定める常駐の「現場代理人」を置かなければならない。

② 現場代理人は、工事の施工上支障がない場合にあっては、主任技術者（又は監理技術者）を兼務して差しつかえない。

○　建設業法に規定されている監理技術者・主任技術者の資格

（指定建設業に係るもの）

許可の種類	特　定　建　設　業		一般建設業
元請工事における 下請け金額の合計	５，０００万円以上	５，０００万円未満	５，０００万円以上は契約できない。
工　事　現　場　に 置くべき技術者	監理技術者 （監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者）	主　任　技　術　者	主　任　技　術　者
技術者の資格要件	１　級　国　家　資　格　者 建設大臣特別認定者	１級国家資格者 ２級国家資格者 実　務　経　験　者	
技　術　者　の　専　任	請負金額　４，５００万円以上		

指定建設業：土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の７業種

○　施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格

（土木管理技士等の場合）

契約予定金額 （請負代金額）	監理技術者又は主任技術者
１６，０００万円以上	イ．　建設業法による技術検定のうち検定種目を１級の建設機械施工又は１級の土木施工管理１級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ．　技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学又は農業土木（平成３０年度以前に合格した者に限る。）」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。
４，５００万円以上 １６，０００万円未満	ハ．　技術検定のうち検定種目を１級若しくは２級の建設機械施工又は１級若しくは２級（種別を「土木」とするものに限る。）の土木施工管理とするものに合格した者 ニ．上欄のロに掲げる者

○　一般土木工事に従事する主任技術者

請　負　金　額	主　　任　　技　　術　　者
１６，０００万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の（ア）又は（イ）に掲げる者でなければならない。 （ア）建設業法による技術検定のうち、検定種目を１級の建設機械施工又は１級の土木施工管理とするものに合格した者 （イ）技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学又は農業土木（平成３０年度以前に合格した者に限る。）」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。
４，５００万円以上 １６，０００万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の（ウ）又は（エ）に掲げる者でなければならない。 （ウ）建設業法による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を１級若しくは２級の建設機械施工又は、１級若しくは２級（種別を「土木」とするものに限る。）の土木施工管理とするものに合格した者。 （エ）技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学又は農業土木（平成３０年度以前に合格した者に限る。）」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水

	産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。
４，５００万円未満	工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者

技術者選任フロー図

現場に置くべき技術者は、建設業法及び施工管理技術検定制度活用の通達で請負代金額及び下請金額により決められており、下記フロー図・次頁の技術者選任パターン表のとおりである。

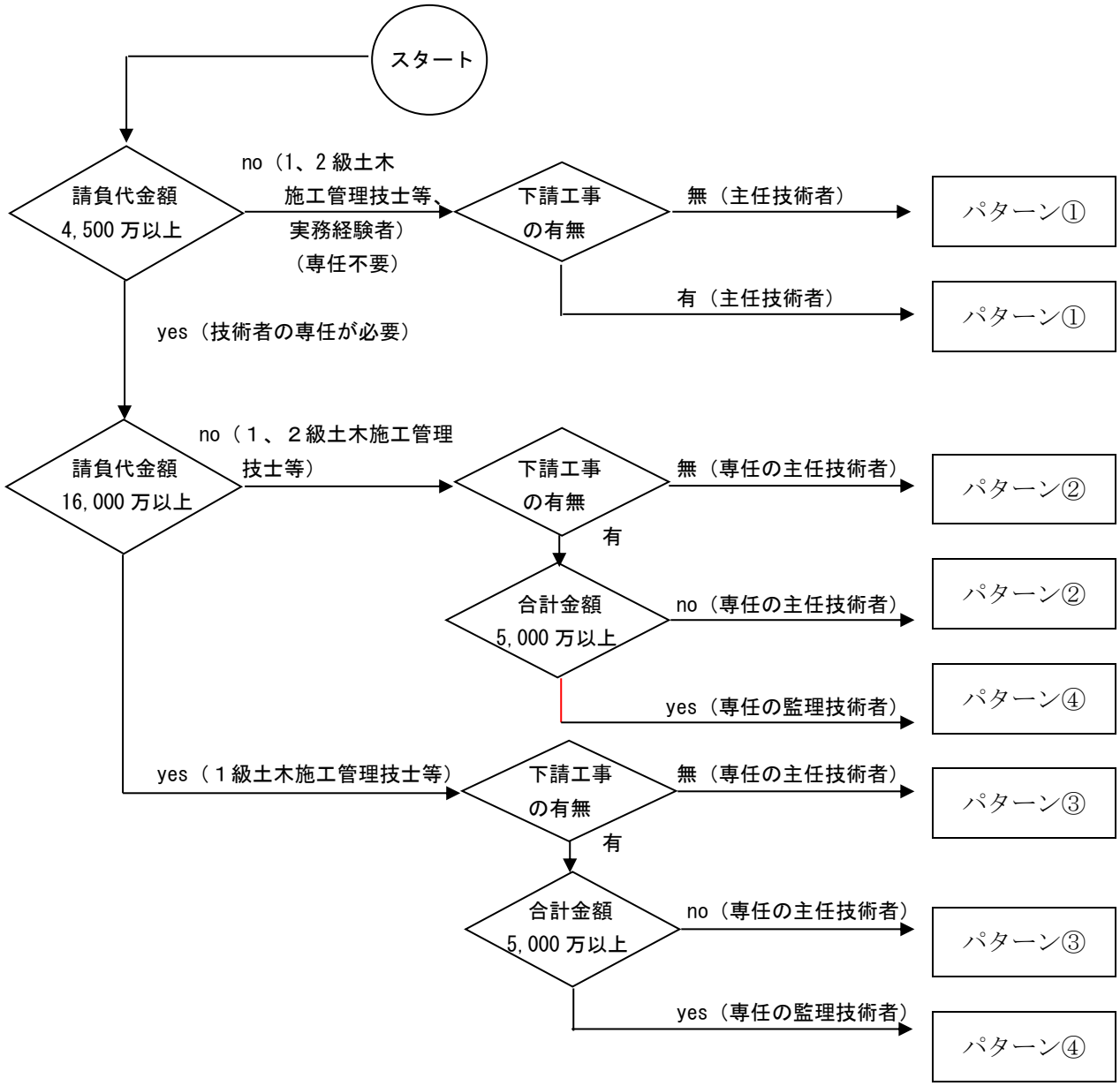

〔技術者選任パターン表〕

前頁のフロー図により選択したパターンは、下記のとおりである。

ﾊﾟﾀｰﾝ	技　術　者	資　格　要　件	現場代理人との兼務	他 現 場との兼務
①	主　任　技　術　者	・１、２級建設機械施工・１、２級土木施工管理技士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・森林土木・水産土木） ・実務経験者※１	可	可
②	専任の主任技術者	・１、２級建設機械施工・１、２級土木施工管理技士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・森林土木・水産土木）	可	不可※２
③	専任の主任技術者	・１級建設機械施工・１級土木施工管理技士 ・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・森林土木・水産土木）	可	不可※２
④	専任の監理技術者	・１級建設機械施工・１級土木施工管理技士 ・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・森林土木・水産土木）	可	不可※３

※１　実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、設計技術者として設計に従事した経験や現場監督技術者として監督に従事した経験等も含まれる。また、建設業法第７条第２号に定める経験年数を有すること。

※２　契約書に添付されている特記仕様書に別に定めがある場合を除く。

※３　監理技術者の他の現場との兼任については、建設業法２６条第３項及び「監理技術者制度運用マニュアル」を参照。

（２）施工体制台帳及び施工体系図

施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法第２４条７等に基づき、施工体制台帳等の作成及び提出を請負業者に義務付けている。

１）目　　的

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、発注者においても、発注者が必要と認めた事項をその施工体制台帳において確認することを目的とする。

２）対象工事

施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けている工事としては、工事共通仕様書第１編１－１－１２（施工体制台帳及び施工体系図）に以下のように規定している。

受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額にかかわらず、別に定める建設省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない。

３）記載すべき内容

① 建設業法施行規則第１４条の２第１条に掲げる事項

② 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名など

４）提出手続き

受注者は、施工体制台帳等を作成後、速やかに関係書類を監督員に提出しなければならない。

また、下請負契約の相手方を県外業者（県内に本店を有する業者以外の業者）とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて選定理由書を監督員に提出すること。

（3）腕 章 の 着 用

工事共通仕様書第１編１－１－４６（現場技術者等の腕章の着用）に下記のとおり規定されている。

受注者は、現場における責任の自覚と意識の高揚や責任者の明確化を図るため、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には腕章の着用を義務付けるものとする。

また、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は腕の見やすいところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。

１）目　的

・住民の信頼に応え、技術者の責任の自覚と意識の高揚。

・発注者・受注者相互、元請・下請相互及び住民から見た責任者の明確化。

２）対象者

・現場代理人及び主任技術者（監理技術者）

３）対象工事

・全ての工事を対象とする。

４）腕章の仕様

・監督員と受注者が協議する腕章の仕様、下記を例とする。

例１　現場代理人の場合

例２　主任技術者等の場合

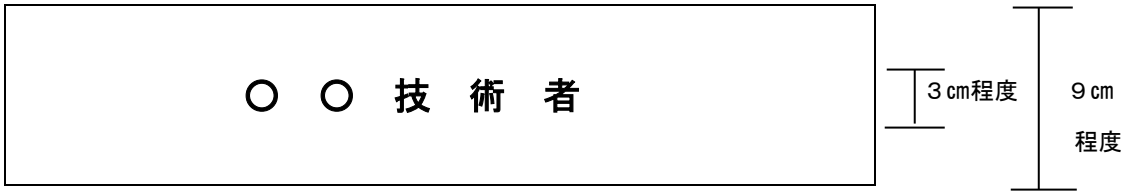

例３　現場代理人と主任技術者等を兼務する場合

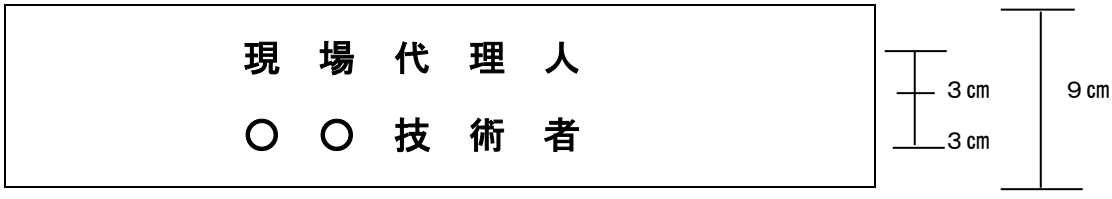

※　色は、黄色地に黒文字を原則とする。
　　その他、会社名、会社マーク等の記載も可

（4）工事現場に掲げる標識

工事現場に掲げる標識は、建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」（建設業法施行規則様式第２９号）のほか、工事共通仕様書第１編１－１－４５に規定している労災保険及び退職金共済の標識についても次のとおり掲げるものとする。

１）労災保険関係成立票

「労災保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」に下記のように記載されている。

（建設事業の保険関係成立の標識）

第７４条　労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第２５号）を見やすい場所に掲げなければならない。

様式第２５号

労　災　保　険　関　係　成　立　票	
保険関係成立 年　月　日	○○年○○月○○日
労働保険番号	○○○○○○○○○○○
事業の期間	○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで
事業主の 住所・氏名	○○市○○区○丁目○番○号 ○○建設株式会社 代表取締役　○　○　○　○
注文者の氏名	福岡県○○農林事務所
事業主代理人 の　氏　名	○○建設株式会社 ○○○○○　○　○　○　○

※　標識の仕様：縦長４０㎝×横長５０㎝（白地に黒文字）

２）建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識
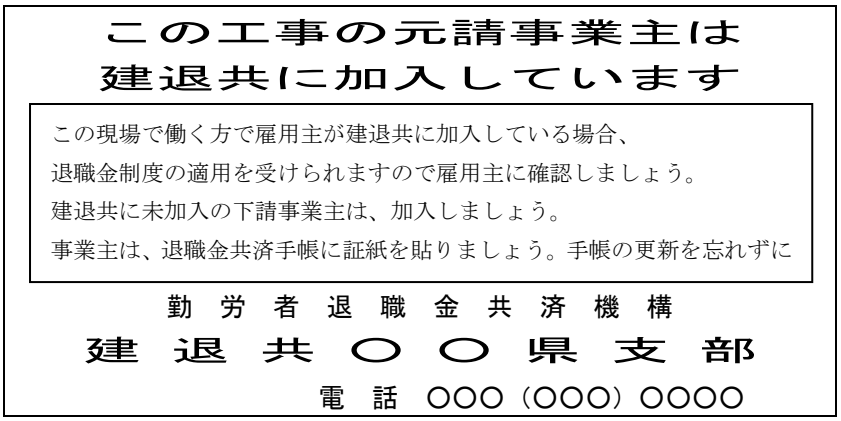
建設業退職金共済制度に加入した事業主は、この制度に対する下請けの事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の入口等の見やすい場所に標識（シール）を掲示する。